

概 要

長崎県労委平成 28 年(不)第 1 号事件

申 立 人	X 組合
被 申 立 人	Y 会社
申立年月日	平成 28 年 3 月 28 日
審 査 状 況	委員調査 5 回、審問 1 回
事案の概要	<p>Y 会社は、これまでジェットfoil整備員には、船員をあててきたが、今後は新たに雇用する陸上従業員をあてることを企画して（以下、この企画を「本件陸上化」という。）、X 組合との団体交渉において説明を行ったが、合意に至らず、継続協議となった。</p> <p>ところが、団体交渉が順調に進捗しない状況において、Y 会社が本件陸上化を開始する意向を示したことから、X 組合は白紙撤回を求めた。Y 会社は応じなかった。</p> <p>X 組合は、団体交渉にかかる Y 会社の対応が労働組合法第 7 条第 2 号に、新たに雇用するジェットfoil整備員を X 組合とは別の労働組合（以下、「C 1 組合」という。）に加入させようとしていることが同法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当するとして、救済を申し立てた事案である。 [命令書 p2-3]</p> <p>（申立人が求める救済内容の要旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Y 会社は、労働協約第 4 条を遵守し、今後もジェットfoil整備員として新たに従業員を雇用する場合は、X 組合の組合員として扱わなければならない。</li> <li>・ Y 会社は、X 組合との団体交渉に誠実に応じなければならない。</li> <li>・ Y 会社は、ジェットfoil整備業務に従事する X 組合の組合員を強制配置転換してはならない。</li> </ul> <p>・ 陳謝文の掲示 [命令書 p3]</p>
本件の争点	<p>争点 1 本件陸上化に関する団体交渉にかかる Y 会社の対応は労働組合法第 7 条第 2 号に該当するののか。</p> <p>争点 2 Y 会社は、新たに雇用するジェットfoil整備員を C 1 組合に加入させようとしたののか、そのような行為は労働組合法第 7 条第 3 号に該当するののか。</p> <p>[命令書 p3-4]</p>
主文（要旨）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Y 会社は、本件陸上化について、X 組合と誠実に団体交渉を行わなければならない。</li> <li>2 Y 会社は、新たに雇用する又は雇用したジェットfoil整備員に対して、特定の労働組合への加入を働きかけてはならない。</li> <li>3 Y 会社は、（当労委から認定された）不当労働行為を繰り返さないようにする旨を記載した文書を X 組合に交付しなければならない。</li> </ol> <p>[命令書 p1-2]</p>

理 由

当委員会の判断（要旨）

<争点1>

（本件陸上化は義務的団交事項か）

X組合とY会社は、20年以上の長期にわたり、ジェットフォイル整備員の労働条件等について協議により決めてきており、労使の慣行と認めるのが相当であり、これを破棄するためにはルール変更のための協議を行う必要があると認めるのが相当。

したがって、本件陸上化は、義務的団交事項（労働組合からの申入れがあれば、使用者がそれについて、団体交渉に必ず応じなければならない事項）に該当する。 [命令書 p35-36]

（Y会社は団体交渉を拒否したか）

Y会社は、X組合の団体交渉の申入れに対して、その団体交渉を拒否したことが一時的にはあったが、その対応は継続されているとは認められないから、団体交渉拒否にはあたらない。

[命令書 p38]

（Y会社は団体交渉に誠実に対応しているか）

最初の団体交渉から本件陸上化が開始されるまでの間に、実質的な協議が行われた団体交渉が開催されたことはない。

本件陸上化が開始された後の団体交渉も含め、以下のようなことが認められるから、Y会社は、本件陸上化を組合との協議の経過や結果に関係なく強行する意思を有していて、そのとおりに実施に移したと認めるのが相当。（Y会社の対応が誠実であったとはいえない。）

- Y会社は、X組合と合意するか否かに関係なく、本件陸上化を開始すると決めていたこと
- Y会社は、X組合との団体交渉の経過に関係なく、本件陸上化を開始したこと
- Y会社は、本件陸上化開始後の団体交渉においても、本件陸上化の推進は決定事項と主張し、X組合と実質的協議をしなかったこと
- コスト削減は本件陸上化の重要な要素であったはずであるが、X組合の柔軟に対応し協議したい旨の申し出に対して、Y会社は真摯に対応しなかったこと [命令書 p38-42]

（小括）

本件陸上化に関する団体交渉にかかるY会社の対応は、労働組合法第7条第2号に該当すると判断する。 [命令書 p43]

(理 由)

<争点2>

(新たに雇用されるジェットfoil整備員の労働組合加入について、会社はいかなる態度であるべきか)

会社に複数の労働組合が存在する場合に、労働者がいずれに加入するかは、本来、労働者と労働組合との問題であるが、ユニオン・ショップ協定のもとでは会社にも一定限度で関与義務が生じ得る。

Y会社とX組合とのユニオン・ショップ協定はジェットfoil整備員に及ぶとまではいえないが、Y会社は、X組合とC1組合との関係では、少なくとも中立な立場を維持すべきであった。まず、新たに雇用されたジェットfoil整備員の選択に任せることであり、次に当該整備員が選択しない場合には、会社と労働組合とのユニオン・ショップ協定によって処理することになるということである。

従業員の労働組合選択権や複数の労働組合の利害に関わることに事務分掌という会社の内部規定が優先することはない。

Y会社とC1組合とのユニオン・ショップ協定を根拠として、新たに雇用するジェットfoil整備員のC1組合加入を正当化することもできない。  
〔命令書 p44-45〕

(Y会社はいかなる態度をとったか)

Y会社は、本件陸上化により新たに雇用するジェットfoil整備員の労働組合加入問題に関して、C1組合に加入させることを会社の方針として事前にC1組合に説明し、新たに雇用したジェットfoil整備員にC1組合に加入するよう働きかけたこと(結果として6人がC1組合に加入)、他方でX組合への加入については説明することを含めて何らなされていないことが認められる。  
〔命令書 p47〕

(支配介入にあたるか)

Y会社の上記のような態度は、労働者の労働組合加入に関して中立であるべき使用者が中立でない行動をとったことにほかならず、X組合とC1組合とに不公平、不均衡が生じたことにほかならない。

Y会社のとった行動や団体交渉での発言を総合すると、Y会社が意図した本件陸上化には、新たに雇用するジェットfoil整備員をC1組合に加入させることも含まれていたと認められる以上、Y会社にX組合に対する組合嫌悪意思があったと認めるのが相当である。

よって、Y会社の行為は、労働組合法第7条第3号に該当すると判断する。  
〔命令書 p47-48〕